

千歳市内で転居したときの各手続のお知らせ

令和3年4月現在

転居届 について 住み始めてから14日以内の届出が必要です。

【届出に必要なもの】

本人確認書類

- ・1点で本人確認できるもの：官公庁が発行した顔写真付で身分が証明できるもの、
運転免許証、パスポート、障害者手帳、
個人番号カード、住民基本台帳カード(顔写真付き)など
- ・本人確認に2点必要なもの：健康保険証、年金手帳、介護保険証、学生証、社員証、
住民基本台帳カード(顔写真なし) など

朱肉を使う印鑑 外国人住民は不要

お持ちの方は「個人番号カード」、「住民基本台帳カード(顔写真付)」

新住所がわかるものなど

市営住宅に入居された方は「市営住宅入居決定書」

【代理の方が手続きする場合】

異動者本人からの委任状が必要です。 同じ世帯と一緒に異動する方は必要ありません。

法定代理人の場合は資格を証明できる書類の提示が必要です。

窓口に来られた方の本人確認を行います。

【手続きができるところ】

市役所市民課 開庁時間：平日8時45分～17時15分

住所：千歳市東雲町2丁目34番地 : 24-0264(直通)

各支所 開庁時間：平日8時45分～17時15分

・向陽台支所(住所：千歳市若草4丁目13番地の1 : 28-6131)

・東部支所(住所：千歳市東丘824番地の121 : 21-3131)

・支笏湖支所(住所：千歳市支笏湖温泉3番地 : 25-2004)

各支所ではできない手続きがありますので、詳細はお問合せください。



住所の手続き

該当	手続済	必要な手続き	手続きが必要な方・手続きのしかた	必要なもの	窓口
		既存の印鑑登録の住所変更	必要な手続きはありません。 転居届を提出いただくと自動的に印鑑登録の住所も変更になります。		第2庁舎 1階1番 市民課市民係 24-0264
		住民基本台帳カード 個人番号カード の住所変更	住民基本台帳カード（顔写真付）または個人番号カードをお持ちの方 各カードの住所変更手続き等を行います。必ずカードをお持ち願います。	住民基本台帳カード または個人番号カード 登録した暗証番号	1階1-6番 主幹 (個人番号カード担当) 24-0127 個人番号に関すること
		個人番号通知カード の住所変更	法改正のため、住所変更の記載を行うことはできません。		

年金・健康保険・医療助成・介護

該当	手続済	必要な手続き	手続きが必要な方・手続きのしかた	必要なもの	窓口
		国民年金 の住所変更	手続きは必要ありません。		第2庁舎 1階1-5番 市民課年金係 24-0267
		国民年金・厚生 年金受給者 の住所変更	国民年金厚生年金受給者 届出について確認しますので、年金係へお越してください。 共済年金のみを受給している方は共済組合へ届出		
		国民健康保険(国保) の加入	旧住所記載の保険証、限度額適用（・標準負担額減額）認定証を交付済みの方は返納が必要となります。 国民健康保険用の異動届を持って2番窓口へお越してください。	転居前住所記載の保険証 等	第2庁舎 1階2番 国保医療課 国保料係 24-0279
		後期高齢者医療 制度被保険者 の住所変更	75歳以上の方、または65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方で、後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方		第2庁舎 1階2番 国保医療課 医療助成係 24-0289
		介護保険被保 険者の住所変 更	65歳以上の方、または40歳から64歳の方で、要介護・要支援認定を受けている方	介護保険証等	第2庁舎 1階7番 高齢者支援課 介護保険係 TEL24 - 0297
		介護保険要介 護等認定申請	手続きの必要はありません。		第2庁舎 1階7番 高齢者支援課 介護認定係 24-0298
		子ども医療費 助成の申請	受給者証をお持ちの方		第2庁舎 1階2番 国保医療課 医療助成係 24-0289
		ひとり親家庭 等医療費助成 の申請	受給者証をお持ちの方		
		重度心身障が い者医療費助 成の申請	受給者証をお持ちの方		
		未熟児養育医 療給付の申請	医療券をお持ちの方		

障がい

該当	手続済	必要な手続き	手続きが必要な方・手続きのしかた	必要なもの	窓口
		身体障害者手帳の住所変更	手帳の交付を受けている方	身体障害者手帳・印鑑・個人番号記載のカードまたは個人番号記載の住民票	第2庁舎 1階6番 障がい者 支援課 自立支援係 24-0327 FAX 23-6700
		療育手帳の住所変更	手帳の交付を受けている18歳以上の方(18歳未満の方はこども家庭課で手続き願います。)	療育手帳・印鑑	
		特別障害者・障害児福祉・経過的福祉手当の住所変更	手当を受給されている方	身体障害者手帳または療育手帳・印鑑・個人番号記載のカードまたは個人番号記載の住民票	
		精神障害者保健福祉手帳の住所変更	手帳の交付を受けている方	精神障害者保健福祉手帳・印鑑・個人番号記載のカードまたは個人番号記載の住民票	
		自立支援医療受給者証の住所変更	受給者証の交付を受けている方	自立支援医療受給者証・印鑑・個人番号記載のカードまたは個人番号記載の住民票	

子ども

該当	手続済	必要な手続き	手続きが必要な方・手続きのしかた	必要なもの	窓口
		妊婦一般健康診査受診票・産婦健康診査受診票の住所変更	手続きは必要なく、交付されている受診票のご住所をご自身でご記入し、使用願います。	母子健康手帳	総合保健 センター1階 母子保健課 母子支援係 24-0133
		児童手当の確認	手当を受給されていて、世帯構成に変更がある方 公務員の方は職場に確認願います。		第2庁舎 1階3番 こども家庭課 こども家庭係 24-0328
		児童扶養手当・特別児童扶養手当の住所変更	手当を受給されている方	手当証書・新たに同居する方の個人番号カード等	第2庁舎 1階3番 こども政策課 保育係 24-0340
		学童クラブ・ランドセル来館の入所	学童クラブ・ランドセル来館に入所している方		第2庁舎 2階10番 学校教育課 学校教育係 24-0839
		認定こども園・保育園などの入園	認定こども園・保育園などに入園している方		
		小中学校の転校	右記の書類を持参して学校で手続き願います。 学校では準備が必要ですので事前に連絡願います。	入学通知書(転居届時に交付)と前学校の在学証明書・転学児童生徒教科用図書給与証明書	

税金

該当	手続済	必要な手続き	手続きが必要な方・手続きのしかた	必要なもの	窓口
		固定資産税 納税義務者 の住所変更	所有する土地・建物の所在市町村へ住所変更の手続きが必要となります。		第2庁舎 1階4番 税務課土地係 24-0162

その他

該当	手続済	必要な手続き	手続きが必要な方・手続きのしかた	必要なもの	窓口
		飼い犬の 登録場所の変更	飼い犬の飼育場所や飼い主が変わった場合に変更手続きが必要となります。		第2庁舎 2階9番 市民生活課 生活環境係 24-0261
		住所(住居番号) の設定	住居表示実施区域に建物を新築もしくは建替をした場合は、住所(住居番号)の設定が必要となります。	配置図(敷地内に住宅が書かれている図面) 付近見取図、地積測量図(分合筆の場合)	本庁舎 3階35番 事業庶務課 用地庶務係 24-0691
		防災行政無線 戸別受信機等 の貸与申請・変 更届・返還届	市街地から離れた地域(長都地区や東千歳地区、駒里地区など)や土砂災害警戒区域近隣(支笏湖地区含む)に転居される方で、ご希望のある方に防災行政無線戸別受信機等を貸与します。 詳細の貸与対象地域の確認については、窓口へご連絡願います。 また、貸与されている方が転居される場合、変更届・返還届が必要となる場合があります。	印鑑	本庁舎 2階24番 危機管理課 防災・危機対策係 24-0144
		上下水道を ご利用の方	転居前に使用の中止届、料金の精算が必要となります。 【水道局お引越し受付専用ダイヤル 0120-910-203】		水道局 料金センター 24-3253

住民票・印鑑証明・戸籍謄抄本の交付は、市役所市民係および各支所等で次のとおり取扱いしています。
市役所市民課および各支所：平日 8時45分～17時15分(土日祝祭日及び12月29日～1月3日は休み)

個人番号カードをお持ちの方は、各種証明書をコンビニエンスストア等で取得することができます。

住民票・印鑑登録証明書・所得課税証明書：6時30分～23時(土日祝を含む。ただし12月29日～1月3日及びメンテナンス時は除く)

戸籍証明書(千歳市内に本籍のある方)・戸籍の附票の写し：平日9時～17時(土日祝及び2月29日～1月3日、メンテナンス時は除く)

* 手続に関する情報は、千歳市のホームページにも詳しく掲載しています。

千歳市ホームページアドレス <https://www.city.chitose.lg.jp/>

「市民向け」「戸籍・住民票・証明」「届出・申請・証明」

「住所変更・世帯変更の手続」へお進みください。

千歳市市民環境部市民課市民係

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

電話0123-24-0264